

## 2019年権利討論集会 分科会のご案内

### 【第1分科会】裁判闘争、労働委員会闘争における課題と展望

今年の第1分科会は、「不当労働行為とどう闘うのか」、「どうなっているの？裁判所」というテーマについて、各テーマに精通している組合員や弁護士によるパネルディスカッション方式で、意見交換、討議を行います。

使用者からの不当労働行為に対して、まずは不当労働行為が何たるかを学習し、不当労働行為に対する「現場」での闘い（たとえば団体交渉、街頭宣伝、SNSの活用など）について、経験や成功・失敗談を踏まえての討議を予定しています。

また、労働事件に関する近時の裁判所の判断内容や訴訟指揮などの問題点を出し合い、そのうえで裁判所と労働委員会を併用することのメリット・デメリット、裁判所と労働委員会を併用したことの成功経験・失敗談、今後の闘い方についての意見交換などを行いたいと思います。

分科会の参加者一同で闊達な意見交換をして、労働争議の展望を切り拓いていきましょう。

### 【第2分科会】直接雇用原則を取り戻そう

第2分科会では、毎年、派遣に関する問題を取り上げて、意見交換・経験交流をしています。

今回の第2分科会のテーマは、「直接雇用原則を取り戻そう」です。

突然ですが、使用者が労働者を直接雇用するという大原則が忘れ去られてはいませんか。例外であるはずの「派遣」が許される業務が広げられ、何が原則で何が例外か、があいまいになってはいませんか。

当たり前ですが、例外的形態は、特別な理由・必要があって初めてとられるものです。今回の第2分科会では、「直接雇用原則」を再確認するとともに、「派遣格差是正への取組み」、「派遣先労働組合のたたかい方」、「申込みみなし制度

の活用方法」について意見交換・経験交流することを通じて、直接雇用原則を取り戻すその礎を築きます。

## 【第3分科会】働き方改革から見る

### 非正規労働者が現場で使える規定

昨年6月に、働き方改革関連法案が成立しました。マスコミ報道では、残業時間の上限規制、高度プロフェッショナル制度の創設など労働時間法制に関する改正が重点的に取り上げられていました。しかし、非正規雇用に関しても、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）との間の不合理な待遇の差をなくすことを目標とした改正が行われました。

これまで有期雇用労働者の均等待遇に関する規定が存在しませんでした。パートタイム労働法に規定されました。また、有期雇用労働者の均衡処遇を規定した労働契約法20条がパートタイム労働法に移行しました。

これ以外にも、有期雇用労働者にも、待遇内容及び待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務が設けられました。また、パートタイム労働者及び有期雇用労働者は、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等の説明を事業主に求めることができるようになりました。さらに、労働者が待遇差の内容・理由等の説明を求めたことを理由に、解雇などの不利益な取扱いをすることが禁止されています。

これらの規定を職場で使えるように、分科会で学習をしましょう。皆様のご参加をお待ちしています。

## 【第4分科会】考えよう！働き方改革関連法徹底利用

第4分科会は、「考えよう！働き方改革関連法徹底利用」と題し、分科会を開催します。

分科会では、大きく2つのテーマを取り上げる予定です。

1つ目は、働き方改革関連法を学び、命と健康を守る取り組みに利用する方法を考えるとというものです。井上耕史弁護士を講師にお迎えし、参加者で知恵を出し合いたいと考えています。

2つ目は、岩城穰弁護士より近年相談が増えている職場におけるハラスメントの問題について報告を頂き、具体的な事例を基にしながら、ハラスメントの相談にどう対応するか、職場でハラスメントをなくすためにはどのような取り組みをすべきか等について議論したいと思います。

みなさまのご参加をお待ちしております！

### **【第5分科会】「雇用によらない働き方」は自己責任でよいのか？**

第5分科会では、「雇用によらない働き方」の問題を取り上げます。

近年、インターネットを通じて仕事の依頼・受注を行うギグ・エコノミーの発展などにより、雇用契約を結ばない働き方が拡大しつつあります。その契約形態の多くは請負や準委任ですが、実態は雇用類似の働き方であり、その上、仕事内容の一方的な変更や打ち切り、過重労働、不当に低い報酬や不払いなど、発注者や仲介事業者との間でのトラブルも発生していますが、労働法による保護はありません。

そのため、「雇用によらない働き方」が拡大しつつある中で、従属的な立場に立つ者の保護をどのようにして図るかが問題となっています。

分科会では、「雇用によらない働き方」を巡る議論状況や法的規制のあり方などについて議論するほか、フリーランスを組織している労働組合からの取組の報告、ライドシェア問題についての報告などを通じて、私たち労働団体がいかにこの問題にどのように取り組むべきかを議論をしたいと考えております。

ぜひ、参加をお願いいたします。

### **【第6分科会】あなたの職場にもやってくる外国人労働者**

第6分科会では、外国人労働者問題を取り上げます。

日本政府はこれまで、原則として外国人労働者を受け入れない建前をとってきましたが、既に多くの職場では、日系ブラジル人、技能実習生、留学生など、

多くの外国人労働者が働いています。先の臨時国会で出入国管理法が改正され、今後さらに多くの外国人労働者が来日することは必至です。

分科会では、共に働く仲間として職場と労働組合に外国人労働者を受け入れるため、彼らが来日して就労する制度の枠組みや、彼らの抱える労働問題について、マイグランド研究会（外国人労働者問題についての研究会）の弁護士を講師に迎え、学習します。

また、技能実習生の支援に携わってきた徳島労連の森口英昭さんに外国人労働者支援の体験をお話いただき、在留資格、言葉の障壁、支援体制など、外国人労働者を支援するうえで直面する問題についてどのように対処すべきか、参加者で議論したいと思います。

## **【第7分科会】 改憲を阻止するための運動論**

### **～発議されても諦めない～**

昨年に引き続き、憲法改正問題について、最悪の事態に備えた運動の在り方についての分科会を開催します。国民投票運動として何ができるかを学んだ昨年の分科会をさらに発展させ、空中戦、地上戦と題して、CM規制の問題やSNSを利用した発信の仕方、戸別訪問や街宣、ビラ配りの工夫などについて学び、個々人が取り組める国民投票運動について考えます。また、国民投票運動を効果的に行うため、広告代理店勤務の方から、効果的な広告の方法についてのレクチャーも頂きます。

昨年憲法の分科会にご参加頂いた方も、そうでない方も、ぜひご参加ください！